

妊婦のための支援給付金のお知らせ

～すべての妊婦さんに安心して出産・子育てをしてほしい！！～

Pregnant woman support

A 妊娠時5万円

B 妊娠した子どもの
数×5万円

子ども子育て支援法の改正により、湯河原町では、令和7年4月1日から「妊婦のための支援給付」を開始します。

妊娠時に5万円、さらに妊娠した子どもの数に応じて5万円を給付します。

(旧:出産子育て応援交付金)

対象者

- ・申請時点で湯河原町に住民登録がある妊産婦
- ・医師による胎児心拍の確認ができている人
- ・流産・死産の場合も支給対象になります。

注意旧:出産子育て応援交付金で「出産応援交付金」を受けている人は、「A」の対象になりません。

内容

A 妊娠時5万円

B 妊娠した子ども1人につき、5万円

申請方法

A 母子手帳交付時に面談を通じて対象者にご案内します。

B 出産後の訪問時、対象者へご案内します。

支給方法

審査、決定後に妊婦給付認定通知書を交付し、指定された妊産婦の口座へ振込みします。

問い合わせ先: 湯河原町保健センター 健康指導係

TEL 0465-63-2111 (内線 365~367) 平日 8:30~17:15